

種々のたばこ製品およびたばこ類似新製品の公衆衛生の観点からの知識

たばこ対策専門委員会

2013年8月にJT社からスウェーデン製の無煙たばこ「ゼロスタイル・スヌース」が発売され、12月にはカートリッジに充填したタバコ素材を加熱して蒸気を吸入するためのデバイスとの複合体「プルーム」の販売の発表が行われた。スヌースはスウェーデンの製品で上顎の頬と歯肉の間の口腔前庭部に留置して使用しニコチンは主に口腔粘膜から吸収される。プルームは米国製でたばこの葉を電子装置で加熱し発生させたニコチンを含む蒸気を吸引して使用する。日本では、2003年にスウェーデンのマッチ社が無煙たばこ「ファイアブレイク」を発売し、世界で初めてチューイングガム形体のたばこ製品を市場に流通させた。外国製の無煙たばこ製品の輸入は、1985年に発行された無煙たばこの健康影響評価研究班（班長：島尾忠男）の報告書「無煙たばこの健康影響に関する文献評価報告」で無煙たばこの輸入を認めるかどうかについての研究班意見が掲載されている。

これまで、日本で大規模に市場流通したたばこの形体は紙巻たばこしかなく、10年前から始まった種々のたばこ製品の市場流通の兆しは、健康増進法の受動喫煙防止規定とWHOたばこ規制枠組条約の履行の世界展開によるたばこ消費の世界規模での減少傾向を反映したものである。WHOは世界で種々のたばこが流通し始めたことから、2006年の世界禁煙デーのスローガンを「たばこ：どんな形や装いでも命取り」とし、「たばこのより効果的な規制を実施し、地球規模での健康を改善するために、その形体や見せかけについての知識をもって、人々や組織を支援することがとても重要です（日本語訳）¹⁾」と世界に向けて警鐘を発している。2013年12月に、欧州委員会はニコチン入りのeシガレット含む種々のたばこ製品およびたばこ類似製品の規制を強化するたばこ製品指令の改正を発表した²⁾。一方で、米国の公衆衛生専門家は、次々に市場に流通し始めた新型のたばこ製品に対する米国政府の規制の遅れを指摘している³⁾。

日本でのチューイングガム形体の無煙たばこの発売時には、歯学系2学会が財務省に認可取り消しの要請を行い、日本学術会議からも報告が行われ、また、日本循環器学会や日本公衆衛生学会等9学会合

同による禁煙ガイドラインでも警鐘が発せられる⁴⁾などして、現在では市場流通していない。日本の歯科医師は、無煙タバコが蔓延している南アジア諸国に赴き、現地との医療援助協力を通じて、無煙たばこ使用による口腔への健康被害を目の当たりにしてきたことが認可取り消し要請の背景にある。スヌースの販売直後にも、日本学術会議（健康・生活科学委員会・歯学委員会合同脱タバコ社会の実現分科会、委員長：矢野栄二）から、提言「無煙たばこ製品（スヌースを含む）による健康被害を阻止するための緊急提言」が発せられ⁵⁾、厚生労働省は「無煙たばこ・スヌースについて」健康影響についての情報を掲載し注意喚起を行っている⁶⁾。

スヌースは日本に先行して、米国や南アフリカにも輸出されている。現在、無煙たばこが世界で流通しているのは、北米、北欧、南アフリカ及び南アジア諸国等に限定されているが、世界の広範囲で消費されている。国際がん研究機関（IARC）は、1987年に無煙たばこのヒトに対する発がん性は十分な根拠がある⁷⁾とし、2007年のIARCモノグラフでも最新の検証結果を報告している⁸⁾。米国立がん研究所（NCI）も、1992年に喫煙とたばこ対策モノグラフで無煙たばこの有害性を検証した⁹⁾。南アジアで使用される無煙たばこの発がん性はきわめて高く¹⁰⁾、英国立臨床評価研究所（NICE）が南アジア系住民の疫学調査結果を踏まえて無煙たばこ撲滅のためのガイダンスを発表し、無煙たばこ規制等の対策強化を図った¹¹⁾。

無煙たばこは、一般的に紙巻たばこ喫煙より健康リスクが低いことから、欧州連合（EU）加盟国におけるスヌースの市場流通の禁止措置¹²⁾をめぐる、害を低減する効果（ハームリダクション）に着目した規制緩和についての議論が公衆衛生専門家や医療従事者団体の間で繰り返されてきた。その背景には、スウェーデンの男性において紙巻タバコを使用していたものがスヌースに転換し、その結果として肺がん罹患率が減少することが観察されている¹³⁾。このスウェーデンにおける経験を根拠にEUの無煙タバコ禁止措置を緩和するように主張する意見とこれに対する反論がこれまで繰り返されてきた。しかし、欧州委員会が諮問した委員会は「無煙たばこ

は有害である。無煙たばこが流行した国のたばこ使用例から、流行していない他国で無煙たばこが認可された場合にその国のたばこ使用がどうなるかは推定できない」と答申し¹⁴⁾、公衆衛生の脅威から最新の改正でも欧州連合（EU）加盟国における禁止措置は継続されている²⁾。一方、無煙たばことたばこ類似製品の規制が緩やかな米国では、スウェーデン製のスヌースで用いられるたばこの葉を唾液に溶ける程度に磨り潰し、キャンディー、フィルム、スティックの形体で使用する菓子タイプのたばこ製品が流通している。米国では2003年の第108回連邦議会で、無煙タバコ製品の「より安全なタバコ」の表示に対して公聴会が開催され¹⁵⁾、口腔使用の新型無煙たばこに対して公衆衛生総監をはじめ歯科医師や子ども団体は反対意見陳述をした。

無煙たばこや類似製品は害が少ないことが強調されがちであるが有害であるのにより安全であるとの誤解を生み、子どもが使用を始めやすい¹⁶⁾、無煙たばこと紙巻たばこの二重使用¹⁷⁾により健康被害が拡大し、ニコチン依存が増強される¹⁸⁾恐れがある。多国籍たばこ産業が無煙たばこに投資した目的は、より高い収益がある喫煙たばこ販売の維持だったことも社内文書や投資情報等の資料分析で実証された¹⁹⁾。欧州連合（EU）加盟国で唯一スヌースが流通しているスウェーデンの喫煙率は20%と日本と同等レベルであり、無煙たばこ使用者割合は男性で24%ときわめて高い。プルームはたばこを含みパイプたばことして認可されているが、諸外国で急速にシェアを伸ばしているニコチン入りのe-シガレットは、たばこの葉が含まれていないので、日本ではたばこ製品として認可されていない。また、ニコチンを含むことから、薬事法上の医薬品にあたるという解釈のもとで販売が認められていない。しかし、インターネットを通じた個人輸入等により使用が拡大することが懸念される。今後、日本では、公衆衛生専門家が種々のたばこ製品の使用に関して的確に判断する機会が増加すると考えられ、新型の製品の情報を国民に安易に直接啓発することは製品の宣伝にも繋がる恐れがあるため、まず、公衆衛生専門家の知識の向上を図ることが急務である。

喫煙と受動喫煙による健康被害は甚大であることは明らかであり、無煙たばこ（スヌースを含む）や新しく発売されたたばこ製品（プルームを含む）の規制が不十分な場合には、喫煙者の禁煙動機の低下による紙巻たばこの使用継続や使用開始の増大による健康被害低減の遅延が懸念される。対人サービスの場では、日本では禁煙治療の健康保険制度が定着しており、その効果についても確認されている²⁰⁾。

喫煙者が受動喫煙被害の低減のために無煙たばこの使用を希望している場合には、非喫煙者の健康を思う気持ちを受容するとともに、無煙たばこ使用の問題点や効果的な禁煙方法について具体的に情報提供を行い、たばこ製品の使用中止にむけて働きかけることが重要である。本稿ではスヌースを含む無煙たばこ製品を中心として、その導入に伴う問題点を述べた。今後、ニコチン入りのe-シガレットについても国際的な議論や健康影響等のエビデンスを踏まえて、たばこ対策専門委員会としての見解を述べることにしたい。

文 献

- 1) 厚生労働省：2006年世界禁煙デー たばこ：どんな形や装いでも命取り、たばこと健康に関する情報ページ。
- 2) European Commission: Commissioner Borg welcomes agreement on the revision of the Tobacco Products Directive.
- 3) Fairchild AL, Bayer R, Colgrove J. The Renormalization of Smoking? E-Cigarettes and the Tobacco “Endgame”. *N Engl J Med.* 2013 Dec 18. (E-pub ahead) PMID: 24350902.
- 4) 藤原久義, 阿彦忠之, 飯田真美ほか：(別項) ガムタバコの試験販売, 2. 学会の対応, 循環器病の診断と治療に関するガイドライン (2003-2004年合同研究班報告) 禁煙ガイドライン, *Circulation J* 69: Suppl IV, 2005. http://www.j-circ.or.jp/guideline/pdf/JCS2005_fujiwara_h.pdf
- 5) 日本学術会議：提言「無煙タバコ製品（スヌースを含む）による健康被害を阻止するための緊急提言」, 提言報告等. <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-t177-1.pdf>
- 6) 厚生労働省：無煙たばこ・スヌースの健康影響について, たばこと健康に関する情報ページ. <http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/muen/>
<http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/kin-en/06slogan.html>
- 7) IARC: Summaries and evaluations. Tobacco products, smokeless (Group 1), IARC Monographs, Suppl. 7: 357, 1987.
- 8) IARC: Smokeless Tobacco and Some Tobacco-Specific N-nitrosamines, Monograph 89. Lyon: IARC, 2007
- 9) NIH, NCI: Smokeless tobacco or health, Smoking and tobacco control monograph 2, 1992.
- 10) Boffetta P, Hecht S, Gray N, et al.: Smokeless tobacco and cancer, *Lancet Oncol* 9: 667-75, 2008.
- 11) NICE: Smokeless tobacco cessation: South Asian communities, 2012. <http://guidance.nice.org.uk/PH39/Guidance/pdf/English>.
- 12) The European Parliament and the Council of the European Union: DIRECTIVE 2001/37/EC OF THE

- EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 5 June 2001 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning the manufacture, presentation and sale of tobacco products, 2001.
http://ec.europa.eu/health/tobacco/docs/dir200137ec_tobaccoproducts_en.pdf
- 13) Chapman S. Public Health Advocacy and Tobacco Control: Making Smoking History. Wiley-Blackwell. 2007, pp92-93. (矢野栄二監訳, 高木二郎訳「タバコを歴史の遺物に」. 篠原出版新社, 2009年, pp93-94)
- 14) Scientific Committee on Emerging and Newly Identified Health Risks (SCENIHR): Health Effects of Smokeless Tobacco Products. Brussels: Health and Consumer Protection Directorate-General, European Commission, 2008. http://ec.europa.eu/health/ph_risk/committees/04_scenihhr/docs/scenihhr_o_013.pdf
- 15) USA Subcommittee on Commerce, Trade, and Consumer Protection: Can tobacco cure smoking? - A review of tobacco harm reduction. Hearing before the subcommittee on Commerce, Trade, and Consumer Protection of the Committee on Energy and Commerce, House of Representatives, 108th Congress, 1st session, June 3, 2003, Serial No. 108-31, US Government Printing Office, 2003. <http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CHRG-108hhr87489/pdf/CHRG-108hhr87489.pdf>
- 16) Wiener RC: Association of smokeless tobacco use and smoking in adolescents in the United States: an analysis of data from the Youth Risk Behavior Surveillance System survey, 2011. J Am Dent Assoc 144: 930-8, 2013.
- 17) Tomar SL, Alpert HR, Connolly GN: Patterns of dual use of cigarettes and smokeless tobacco among US males: findings from national surveys. Tob Control 19: 104-9, 2010.
- 18) McClave-Regan AK, Berkowitz J: Smokers who are also using smokeless tobacco products in the US: a national assessment of characteristics, behaviours and beliefs of 'dual users'. Tob Control 20: 239-42, 2011.
- 19) Peeters S, Gilmore AB: Transnational Tobacco Company interests in smokeless tobacco in Europe: Analysis of internal industry documents and contemporary industry materials. PLoS Med 10: e1001506, 2013.
- 20) 厚生労働省中央社会保険医療協議会総会: 診療報酬改定結果検証に係る特別調査(平成21年度調査)ニコチン依存症管理料算定保険医療機関における禁煙成功率の実態調査報告書. 平成22年6月2日 (<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/06/dl/s0602-3i.pdf>)
-